

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益や雇用環境に改善の動きが見られ、堅調に推移いたしました。一方で実質的な物価上昇等により個人消費の回復傾向が見られない中、中国やその他新興国市場における景気減速の影響を受け、経営環境は依然として不透明な状況で推移いたしました。

米菓業界におきましては、売上が堅調に推移する中、業界各社のシェア確保に向けた販売競争・商品開発競争は激化しており、さらに円安による輸入原材料コストの上昇等もあり、収益確保に向けた経営環境は厳しさを増しております。

このような環境のもと当社グループは、中期経営計画「岩塚Re-Bornプラン(61~63)」の最終年度となる当連結会計年度において、持続可能な成長に向けた「磐石なる経営基盤を確立」を全社方針として、確固たる利益体質の構築に努めてまいりました。

営業部門におきましては、国産米使用100%をさらに明確に打ち出すとともに、主力商品に集中した販売戦略と的確なマーケティング活動で、主力商品のシェア拡大とブランド力の強化を図ってまいりました。

製造部門におきましては、生産ラインの自動化・省人化と遠隔地における拠点整備といった物流網の再構築に着手し、生産性向上とコスト削減による収益改善に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における連結売上高は223億78百万円(前連結会計年度比1.7%増)、営業利益は3億91百万円(前連結会計年度比14.6%減)、経常利益は16億84百万円(前連結会計年度比41.6%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は2億94百万円(前連結会計年度比82.7%減)となりました。

〈当社の事業の概要〉

営業部門におきましては、主力商品の販売に集中し、ブランドシェア3%を目標に、「黒豆せんべい」「田舎のおかき」「味しらべ」のブランド育成に注力してまいりました。また、夏場のおつまみ需要を捉えた「大人のおつまみ」シリーズの展開、北海道十勝産の大袖振大豆を使用した「大袖振豆もち」ブランドの育成、さらに岩塚ブランドの強化を目的に、国産米100%使用の認知拡大に取り組んでまいりました。

その結果、「10枚岩塚の黒豆せんべい」は「煎餅・あられ（かた焼）カテゴリー商品別販売金額アイテムランキング」で、「田舎のおかき（醤油・塩・ざらめ）」は「煎餅・あられ（おかき）カテゴリーブランド別販売金額」で、それぞれ4年連続売上No.1となりました。（インテージSRI調べ 2012年1月～2015年12月）

製造部門におきましては、食品メーカーとして最重要課題である食の「安全・安心」を確保するために、検査装置・機器の充実を図るとともに品質保証体制の整備に取り組んでまいりました。また、前年に実施したもち米の仕込み工程の設備増強に引き続き、主力商品である「田舎のおかき」生産ラインにおける包装工程の自動化設備の導入を実施いたしました。このほか、IPS（岩塚プロダクションシステム）活動を推進し、生産ラインと作業の改善、ムダの排除とロスの低減に取り組み、生産性の向上を図るとともに、九州に物流倉庫を設置するなど、西日本における物流網の再構築に着手するなど収益改善に努めてまいりました。

原材料面におきましては、従来から差別化のため米菓の加工に適した加工用米を使用しており、特定米穀の価格変動を受け「コスト軸」から国産米に切り替える競合他社とは一線を画しております。原材料価格の上昇に対しては、集中購買の実施や仕入内容および製品規格の見直しなどにより、原材料コストの抑制に取り組んでまいりました。

CSRの取り組みとしては、廃棄物の削減や包材の簡素化による環境負荷低減、原料米を国産100%としたことによるフードマイレージの低減に取り組んでおります。また、東日本大震災で被災した福島県南相馬市の小学生（当時）とのコラボ商品「バタしょっと」の期間限定販売を通じた義援金による支援、大震災から5年経ち中学校を卒業する子どもたちからのビデオメッセージを制作し、成長した姿を全国の皆様にお届けするなど、継続的に被災地の応援をしてまいりました。

以上の結果、売上高は、210億73百万円、営業利益は2億97百万円、経常利益は14億95百万円、当期純利益は1億18百万円となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は13億48百万円でありました。その主なものは包装工程の自動化、生産性および品質の向上を図るものであります。

③資金調達の状況

設備投資の資金調達につきましては、自己資金を充当いたしました。

④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第60期 (平成25年3月期)	第61期 (平成26年3月期)	第62期 (平成27年3月期)	第63期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
売 上 高 (千円)	20,586,527	21,044,006	22,014,148	22,378,181
経 常 利 益 (千円)	1,338,830	2,404,206	2,886,271	1,684,195
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	760,001	1,400,879	1,697,840	294,551
1株当たり当期純利益 (円)	132.23	243.79	295.58	51.61
総 資 産 (千円)	103,576,928	109,857,929	96,079,491	69,074,295
純 資 産 (千円)	67,336,550	72,374,583	66,693,942	49,920,567
1株当たり純資産額 (円)	11,718.34	12,595.40	11,686.64	8,747.58

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により当連結会計年度より「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社および関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
〈子会社〉			
株 式 会 社 瑞 花	60,000千円	100%	高 級 米 菓 販 売
株 式 会 社 新 潟 味 の れ ん 本 舗	100,000千円	100%	米 菓 通 信 販 売
株 式 会 社 越 後 抄	100,000千円	100%	法 人 向 け 米 菓 販 売
里 山 元 気 フ ァ ーム 株 式 会 社	10,000千円	100%	農 産 物 ・ 農 産 加 工 品 販 売
〈関連会社〉			
旺 旺 ・ ジ ャ パ ン 株 式 会 社	100,000千円	40%	食 料 品 の 輸 出 入

(注)100%子会社の株式会社田辺菓子舗は、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(4) 対処すべき課題

米菓業界におきましては、個人消費の回復の遅れにともなう米菓市場の伸び悩みやメーカーの寡占化が進む中、上位企業間のブランドシェア争いがより激化することによる販売コストの増加が懸念されます。また、原材料価格や物流コストの上昇、消費者の安全・安心に対する意識の高まりなど、取り巻く経営環境はより厳しい状況が続くことが予想されます。

当社ではこうした経営環境の下、新たに中期経営計画「岩塚Stage-Up70」を策定しました。ブランド集中による構造改革を柱に、生産性の向上や品質保証のための設備投資、企業認知率拡大のための広告宣伝、フルチャネルに対応するための人的資源の再配置により、「新たな成長への挑戦」の基本方針のもと、次に掲げる経営課題に取り組み、将来の持続的成長の実現に向けた基盤づくりを進めてまいります。

①生産体制のStage-Up

消費者の安全・安心に対するニーズに合わせた品質基準を満たすための品質保証設備への投資や多様なニーズに対応するための多品種少量生産ラインの設置などに取り組んでまいります。

②岩塚ブランドのStage-Up

発信力強化による企業認知率の向上や、新規チャネルへの挑戦と「たなべのかりん糖」やブランド米「ゆきみのり」等を活用したおいしいものづくりネットワークの構築に取り組んでまいります。

③岩塚ロジスティックスのStage-Up

国内ロジスティックスの再構築と委託生産による物流費の削減や、輸出戦略の構築による成長に取り組んでまいります。

④新商品開発のStage-Up

伝統米菓の深掘だけでなく、健康・機能米菓の開発やかりんとう製品の開発、海外向け米菓の開発に取り組んでまいります。

⑤コーポレート・ガバナンス体制のStage-Up

コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図り、あらゆるステークホルダーに信頼される体制を構築してまいります。

⑥海外事業のStage-Up

北米やアジア圏で事業展開に向けた情報収集を継続し、旺旺集団との共同出資事業を視野に入れた情報収集や連携強化を図ってまいります。

⑦人財育成のStage-Up

上記の経営課題を実行していくための土台として、人財育成に取り組んでまいります。

以上の中期経営計画のもと、当社グループは、経営課題を着実に実行し、第64期（平成29年3月期）の経営計画の達成を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは、米菓の製造・販売を主要な事業としております。主要な製品名および子会社・関連会社の事業内容は以下のとおりです。

会社名	主要な製品・事業内容
岩塚製菓株式会社	岩塚の黒豆せんべい、味しらべ、田舎のおかき、新潟ぬれせんべい、大人のおつまみシリーズ、大袖振豆もち、新潟ぬれおかき、きなこ餅、岩塚の鬼ひび、ふわっと
子会社・関連会社	高級米菓の店舗販売や米菓の通信販売、法人向けの米菓販売、農産物・農産加工品の販売、食品の輸入等を行っております。

(6) 主要な営業所および工場（平成28年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本 社	新潟県長岡市
R & D・Mセンター	新潟県長岡市
工 場	飯塚工場（新潟県長岡市）、沢下条工場（新潟県長岡市）、 中沢工場（新潟県長岡市）、長岡工場（新潟県長岡市）、 千歳工場（北海道千歳市）
支 店	広域支店（東京都台東区）、北海道支店（北海道札幌市）、 東北支店（宮城県仙台市）、信越支店（新潟県新潟市）、 東京東支店（埼玉県草加市）、東京西支店（東京都稲城市）、 中部支店（愛知県北名古屋市）、関西支店（大阪府大阪市）、 中国九州支店（福岡県福岡市）

② 子会社および関連会社

株式会社瑞花	本社（新潟県長岡市）、 直営店（新潟県5店舗、東京都2店舗）
株式会社新潟味のれん本舗	本社、ショールーム（新潟県長岡市）
株式会社越後抄	本社（新潟県長岡市）、 東京営業所（東京都台東区）
里山元気ファーム株式会社	本社、岩塚直売店、中沢直売店（新潟県長岡市）、 米の辻世田谷直売所（東京都世田谷区）
旺旺・ジャパン株式会社	本社（東京都台東区）

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
859 (155) 名	11 (△12) 名

(注)使用人数は就業員数であり、準社員、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
796 (119) 名	13 (△11) 名	39.1歳	14.8年

(注)使用人数は就業員数であり、準社員、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社北越銀行	300百万円
株式会社第四銀行	150百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

①発行可能株式総数 23,980,000株

②発行済株式の総数 5,995,000株

③株主数 3,155名

④大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
岩塚製菓共栄会	287,300株	5.03%
株式会社北越銀行	280,000株	4.91%
株式会社第四銀行	250,000株	4.38%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	244,361株	4.28%
平石毅一	244,346株	4.28%
U B S A G S I N G A P O R E	237,700株	4.17%
榎政男	202,105株	3.54%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	184,200株	3.23%
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	171,100株	3.00%
榎キク	162,619株	2.85%

- (注) 1. 当社は、自己株式を288,215株保有しておりますが、上記大株主からは除外して
おります。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (平成28年 3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	槇 春 夫	株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 株式会社越後抄取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 旺旺・ジャパン株式会社取締役 株式会社田辺菓子舗代表取締役 Want Want China Holdings Limited非執行董事 株式会社エム・アイ・ピー取締役 株式会社紀文食品監査役
常 務 取 締 役	郷 芳 夫	当社管理本部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 株式会社越後抄取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 旺旺・ジャパン株式会社監査役 株式会社田辺菓子舗取締役
取 締 役	小 林 正 光	当社商品開発本部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 株式会社越後抄取締役 里山元気ファーム株式会社取締役
取 締 役	星 野 忠 彦	当社営業本部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 株式会社越後抄取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 旺旺・ジャパン株式会社取締役
取 締 役	槇 大 介	当社経営企画本部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 株式会社越後抄取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 旺旺・ジャパン株式会社取締役 株式会社田辺菓子舗取締役
取 締 役	小 林 晴 仁	当社購買部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 株式会社越後抄取締役 里山元気ファーム株式会社取締役

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役 (監査等委員・常勤)	石川 豊	株式会社瑞花監査役 株式会社新潟味のれん本舗監査役 株式会社越後抄監査役 里山元気ファーム株式会社監査役 株式会社田辺菓子舗監査役
取締役 (監査等委員)	佐野 榮日出	税理士 田辺工業株式会社常勤監査役 第四証券株式会社監査役
取締役 (監査等委員)	深井 一男	税理士

- (注) 1. 取締役(監査等委員)石川豊氏、佐野榮日出氏および深井一男氏は、社外取締役であります。なお、当社は、社外取締役(監査等委員)石川豊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役(監査等委員)石川豊氏は金融機関に長く在籍した経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役(監査等委員)佐野榮日出氏は、税理士の資格を有しており、監査役経験も豊富であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役(監査等委員)深井一男氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために石川豊氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 平成28年3月31日をもって大矢俊寿氏は、取締役製造本部長を辞任いたしました。なお、同氏は株式会社瑞花取締役、株式会社新潟味のれん本舗取締役、株式会社越後抄取締役に務めておりましたが、同日をもって辞任いたしました。
7. 平成28年4月1日付で郷芳夫氏は常務取締役管理本部長から専務取締役経営企画本部長に、星野忠彦氏は取締役営業本部長から常務取締役営業本部長に、榎大介氏は取締役経営企画本部長から常務取締役製造本部長に委嘱変更しております。
8. 当社は経営の監督体制および業務執行体制の強化のため、執行役員制度を導入しております。

現任の執行役員は次のとおりであります。(平成28年3月31日現在)

氏 名	担 当
浅川 慎一	執行役員 商品企画部長
中野 剛	執行役員 第一製造部長
下田 篤志	執行役員 製造企画部長
高橋 宏明	執行役員 営業企画部長
藤田 英之	執行役員 西日本営業部長
大川 利夫	執行役員 技術部長

なお、平成28年4月1日付で中野剛氏は執行役員開発部長に、下田篤志氏は執行役員生産管理部長に就任いたしました。また、新たに山家晃氏が執行役員内部監査室長に就任いたしました。

②取締役および監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	7名 (—)	6,689万円 (—)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (3名)	540万円 (540万円)
監 査 役 （うち社外監査役）	3名 (2名)	195万円 (165万円)
合 計 （うち社外役員）	13名 (5名)	7,424万円 (705万円)

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役および監査役を含めております。なお当社は、平成27年6月25日に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の第62回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、取締役（監査等委員）について年額2,000万円以内と決議いただいております。

ロ. 社外役員が親会社および子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

③社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）石川豊氏は、当社の100%子会社5社の社外監査役であります。
- ・取締役（監査等委員）佐野榮日出氏は、田辺工業株式会社および第四証券株式会社の監査役（社外監査役）であります。なお、第四証券株式会社と当社との間には、有価証券の預託取引はありますが、独立性に影響はないと考えており、社外取締役としての職務が適切に遂行できると判断しております。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査等委員会への出席状況

		出席状況および発言状況
取締役 (監査等委員)	石川 豊	平成27年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。主に金融機関における豊富な経験を生かした見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、当社の経理システムならびに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	佐野 榮日出	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査等委員会13回のうち12回に出席いたしました。主に税理士としての専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、当社の経理システムならびに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	深井 一男	平成27年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回、監査等委員会13回のうち12回に出席いたしました。主に税理士としての専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、当社の経理システムならびに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役（監査等委員）との間で、会社法第427条第1項の規程により、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める額を責任の限定としております。

ニ. 社外役員の見解

上記イ. ～ハ. に掲げる事項の記載内容に対して、社外取締役からの意見は特にありません。

(4) 会計監査人の状況

①名称 大有ゼネラル監査法人（一時会計監査人）

- (注) 1. 当社の会計監査人であった監査法人セントラルの任期満了による退任にともない、平成27年6月25日開催の第62回定時株主総会において、新たに新日本有限責任監査法人が会計監査人に選任されました。
2. 第62回定時株主総会において選任されました新日本有限責任監査法人と、会計監査契約を行うべく協議を進めてまいりましたが、監査契約の条件が折り合わず、当社会計監査人の就任に至りませんでした。当社といたしましては、当社の会計監査人が不在になることを回避し、適正な監査業務が継続される体制を維持するため、平成27年7月31日開催の当社監査等委員会において、大有ゼネラル監査法人を当社の一時会計監査人として選任しております。

②報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	3,720万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	3,720万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 監査法人セントラルに支払うべき当事業年度にかかる監査の対価となる報酬等はありません。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤会計監査人の業務停止処分
該当事項はありません。

⑥責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

⑦業務停止処分に関する記載
該当事項はありません。

⑧辞任した会計監査人または解任された会計監査人に関する事項
該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役、執行役員および使用人ならびにグループ会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令・定款を遵守し、違反・不正行為を防止するために、社内規程の整備、社内通報制度の導入、ならびにその周知と運用の徹底を図っていく。また、内部監査室員は、コンプライアンスの運用状況について監査し、疑義ある行為について社長および監査等委員会に報告する。

②取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

職務執行に係る重要文書およびその他の情報については、文書管理規程に基づき、保存・管理を行い、取締役が求めた場合はこれらの文書を閲覧できる体制とする。

③当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険を適切に認識・評価し、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理体制の整備を進めるとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理マニュアルも併せて整備する。

④当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じてこれを開催することで機動的・効率的な経営判断を行う。また、効率的な業務執行を行うため執行役員制度を導入するとともに、担当取締役・執行役員は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務の遂行状況を取締役会および役員会において定期的に報告し、施策・業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

- ⑤子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社管理規程を定め、子会社の株主総会および取締役会等の記録、業績内容、その他重要な事項について当社へ報告する。
- ⑥当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、子会社管理規程および関連会社管理規程に基づき、主要な子会社および主要な関連会社に対する適切な経営管理を行うものとする。また、当社の内部統制システムに関する体制は、グループ会社全体での整備と運用を範囲とし、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。内部監査室員は、当社およびグループ会社の内部監査を実施し、結果を社長および監査等委員会ならびにグループ各社社長に報告する。
- ⑦監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人を置く体制と当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員が必要とした場合、監査等委員の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員の事前同意を得ることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。また、内部監査室員は、監査等委員会の職務を補助する際には、監査等委員会の指揮命令に従う。
- ⑧当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員または使用人は、取締役会等の重要な会議において随時業務の状況を報告するとともに、当社および子会社に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合はその内容を速やかに監査等委員会に報告する。

⑨監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

執行役員・使用人等は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないように公益通報制度に関する協定書を取り交わすとともに外部の相談連絡窓口を設置している。

⑩監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用または債務が監査等委員の職務執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は取締役会および業務執行上重要な会議への出席ならびに議事録等の関連資料の閲覧が原則自由にできる。また、監査等委員会は取締役（監査等委員である取締役を除く）および重要な使用人から個別のヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、内部監査室および監査法人との定期的な意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記基本方針に掲げた体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

①取締役等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役が関与すべき事案については、取締役会、役員会等において検討しておりますが、監査等委員会設置会社移行により監査等委員が社外取締役として決議に参加しているほか、役員会には執行役員が加わり十分に協議するよう努めております。

また、内部監査室が1年で全部署を監査しモニタリングしており、留意すべき特記事項を主体に、社長、役員会および監査等委員会に報告し、必要に応じてフォローしております。

その他、監督者研修等を実施し法令遵守等について教育・周知しているほか、外部を含む複数の内部通報窓口を設置しております。

②取締役等の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る文書は、適切に作成・保存・備置しており、電磁的媒体においても管理しております。

また、個人情報の管理については、個人情報保護規程、特定個人情報取扱規程を整備のうえ、厳格に取扱っております。

その他、IT全般統制規程に基づく情報システム部のモニタリング、内部監査室の監査等により問題点の発見・改善に努めており、必要に応じて役員会等に報告しております。

③当社およびグループ会社の損失の危機に関する規程その他の体制

BCPや危機対応マニュアルを整備しているほか、食品会社としてのリスクを認識のうえ重大苦情・事故対応マニュアル等を定めて対応し、安全・安心な製品の提供に努めております。

また、取締役会等においてリスクを認識のうえ意思決定しており、フードディフェンス対応等を図っております。

④取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会において社外取締役を含め活発に議論しているほか、執行役員を含む役員会を適時開催することで迅速な意思決定に努めております。

また、職務分掌に応じた決裁権限に基づく業務執行がなされており、執行役員に対する権限委譲も進めております。

なお、効率性追求一辺倒ではなく、経営計画は各部門からの積上げで目標設定する等、持続的成長に向けたバランスに配慮しております。

⑤グループ会社における業務の適正を確保するための体制（子会社の業務内容等の報告を含む）

子会社管理規程等に基づきグループ会社全体として運営しており、各種管理規程等は子会社に準用、毎月の経営会議には子会社社長も出席しております。

また、内部監査室が当社組織と同様の内容で子会社を監査しているほか、内部統制運営委員会には子会社担当者も参加、さらに内部通報窓口は子会社従業員にも周知しております。

なお、子会社取締役会は当社の常勤取締役が全員出席のうえ月次で開催されており、業績や今後の取組み等について報告を受け議論してきております。

⑥監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制（監査等委員会への報告体制、職務執行費用等を含む）

取締役会等の重要会議には毎回監査等委員の出席を求め必要な報告を行っているほか、特に常勤監査等委員に対しては必要に応じ適時に都度報告を行っております。

また、内部通報システムの情報は、適時に監査等委員会に報告される体制になっており、公益通報制度に関する協定書を労働組合と締結のうえ通達により周知しております。

なお、監査活動に必要な費用については、監査等委員会監査基準に定めており研修費を含め支障のないよう運用しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社である以上、当社株式の取引は株主の皆様のご判断に委ねるのが原則であり、当社に対する大規模買付行為がなされた場合にこれに必ずるか否かの判断についても、最終的には株主の皆様の自由意思に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。大規模買付行為の中には、①その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、④買付者の提案した条件よりもさらに有利な条件を株主にもたらしするために、対象会社による買付者との交渉を必要とするものなど、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組みについて

当社は、日本の伝統ある食文化を世界に広め、人々に喜びと豊かさを提供することが当社の使命であると考え、かかる使命の追求を通じた企業価値の向上を目指しております。

当社は、中期経営計画「フェニックスプラン65」（第58期～第60期）を策定し、平成22年度から平成24年度までの3年間、当社の企業価値を向上すべく取り組んでまいりました。同計画では、「お客様の信頼に応え、おいしさの感動を届けよう！」をスローガンに、経営基盤を強化するための施策を推進してまいりました。

その結果、創業65周年の節目の第60期は、5期ぶりに営業利益を確保し、利益体質への転換を図ることができました。

当社は、このような利益体質を確固たるものにし、生まれ変わった岩塚製菓グループの永続的発展を実現するため、第61期から第63期までの3年間を

対象期間とする中期経営計画「岩塚Re-Bornプラン(61～63)」を策定しました。岩塚製菓グループの創業精神を原点に、「岩塚Re-Bornプラン(61～63)」の下、激変する経営環境に対応するとともに、新しい価値創造に挑戦し、さらなる企業価値の向上に向けて、全グループ会社一丸となって取り組んでまいりました。

当社は、中期経営計画を着実に実行していくことが、当社グループとステークホルダーとの信頼関係を一層強固に築き上げ、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと確信しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者により当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、(1)で述べた会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者により、当社に対する大規模買付行為が行われるに際し、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために不当な条件による買付けに対する交渉を行うことなどを可能としたりすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための枠組みとして、「当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」という）を導入いたしております。

①大規模買付ルールの設定

本対応方針は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」という）に対し、①事前に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、②大規模買付行為についての情報収集・検討などを行う時間を確保したうえで、③株主の皆様当社経営陣の代替案等を提示し、大規模買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。

②新株予約権無償割当ての利用

大規模買付者が本対応方針において定められた手続に従うことなく大規模買付行為を行うなど、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、当該大規模買付者による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該大規模買付者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付

された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

③当社取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用等

本対応方針においては、大規模買付行為への対抗措置としての本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施、または本新株予約権の取得などの判断について、当社取締役会による恣意的な判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を経ることとしております。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告した場合には、原則として当社取締役会は株主総会を招集するものとされており、さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、独立委員会は、当社社外取締役である監査等委員1名および社外の有識者2名により構成されております。

④本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、大規模買付者以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、大規模買付者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該大規模買付者の有する当社株式の議決権割合は、当該行使・取得前と比較して、最大で50%まで希釈化される可能性があります。

(4)上記取り組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

①買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

②株主共同の利益の確保・向上の目的をもっていること

本対応方針は、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断すること、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもっているものです。

③株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

当社は、第60回定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に本対応方針を更新しております。

また、本対応方針では、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様の意思の確認を行うこととしております。

さらに、本対応方針の有効期間は、平成28（2016）年3月期に関する定時株主総会の終結の時までの3年間といたします。また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会の決議によって本対応方針を廃止することができます。

④独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本対応方針の運用に関しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置し、当社社外取締役である監査等委員1名および社外の有識者2名により構成されております。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、独立委員会が独立委員会規則に従い、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否かなどの観点から、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施について、当社取締役会へ勧告を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して、かかる割当ての実施または不実施に関する会社法上の機関としての決議を行うこととします（ただし、本新株予約権の無償割当ての実施の可否につき当社株主総会に付議した場合には、当該総会の決定に従う）。

このように、独立委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要について株主の皆様へ情報開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

⑤合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、経営コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

⑦デッドハンド型またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社の株式等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止または不発動とすることができない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

(注)本対応策は平成28年6月27日開催予定の定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期限が満了することから、平成28年5月13日開催の取締役会において本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本対応策を一部変更したうえで、継続することを決定する予定です。

(注)本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,953,170	流 動 負 債	3,646,689
現金及び預金	822,485	買掛金	816,441
受取手形及び売掛金	3,845,400	短期借入金	450,000
有価証券	82,329	未払費用	873,725
商品及び製品	164,370	未払法人税等	444,775
仕掛品	106,075	賞与引当金	410,760
原材料及び貯蔵品	567,280	その他	650,986
前払費用	39,965	固 定 負 債	15,507,038
繰延税金資産	297,296	長期未払金	70,428
その他	127,557	退職給付に係る負債	1,065,995
貸倒引当金	△99,589	持分法適用に伴う負債	124,329
固 定 資 産	63,121,124	繰延税金負債	14,030,851
有形固定資産	7,346,896	その他	215,433
建物及び構築物	4,075,904	負 債 合 計	19,153,727
機械装置及び運搬具	1,942,639	純 資 産 の 部	
土地	870,834	株 主 資 本	13,196,983
リース資産	66,098	資本金	1,634,750
建設仮勘定	342,561	資本剰余金	1,859,250
その他	48,857	利益剰余金	10,415,711
無形固定資産	130,569	自己株式	△712,728
投資その他の資産	55,643,658	その他の包括利益累計額	36,723,583
投資有価証券	54,194,763	その他有価証券評価差額金	36,827,659
長期貸付金	910,533	退職給付に係る調整累計額	△104,075
従業員に対する長期貸付金	1,231	純 資 産 合 計	49,920,567
長期前払費用	22,858	資 産 合 計	69,074,295
繰延税金資産	64,461	負 債 純 資 産 合 計	69,074,295
その他	484,596		
貸倒引当金	△34,786		

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		22,378,181
売 上 原 価		13,835,319
売 上 総 利 益		8,542,861
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,151,506
営 業 利 益		391,355
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	50,052	
受 取 配 当 金	1,358,749	
そ の 他	85,312	1,494,115
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,379	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	8,945	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	105,780	
為 替 差 損	40,395	
た な 卸 資 産 廃 棄 損	18,042	
そ の 他	22,733	201,275
経 常 利 益		1,684,195
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	694,702	694,702
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	21	
固 定 資 産 除 却 損	100,587	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	3,050	
リ ー ス 解 約 損	236	103,895
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,275,002
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	752,645	
法 人 税 等 調 整 額	1,227,804	1,980,450
当 期 純 利 益		294,551
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		294,551

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,634,750	1,859,250	10,223,883	△712,315	13,005,568
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△102,723		△102,723
親会社株主に帰属する 当期純利益			294,551		294,551
自己株式の取得				△412	△412
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	—	191,828	△412	191,415
当連結会計年度末残高	1,634,750	1,859,250	10,415,711	△712,728	13,196,983

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	53,745,536	△57,161	53,688,374	66,693,942
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△102,723
親会社株主に帰属する 当期純利益				294,551
自己株式の取得				△412
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	△16,917,877	△46,913	△16,964,791	△16,964,791
当連結会計年度変動額合計	△16,917,877	△46,913	△16,964,791	△16,773,375
当連結会計年度末残高	36,827,659	△104,075	36,723,583	49,920,567

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,270,988	流動負債	3,495,573
現金及び預金	269,567	買掛金	795,756
受取手形	1,891	短期借入金	450,000
売掛金	3,749,260	リース債務	32,338
有価証券	82,329	未払金	540,348
商品及び製品	155,285	未払費用	860,565
仕掛品	106,075	未払法人税等	416,982
原材料及び貯蔵品	559,614	預り金	22,679
前払費用	33,997	前受収益	727
繰延税金資産	283,752	賞与引当金	374,512
その他	167,839	その他	1,663
貸倒引当金	△138,625	固定負債	15,229,189
固定資産	62,860,711	長期預り保証金	103,348
有形固定資産	7,048,746	リース債務	57,560
建物	3,701,421	退職給付引当金	842,122
構築物	252,739	債務保証損失引当金	80,000
機械及び装置	1,931,722	繰延税金負債	14,030,851
車輜運搬具	10,808	その他	115,306
工具、器具及び備品	41,544	負債合計	18,724,763
土地	713,530	純資産の部	
リース資産	54,417	株主資本	12,579,278
建設仮勘定	342,561	資本金	1,634,750
無形固定資産	94,492	資本剰余金	1,859,250
投資その他の資産	55,717,472	資本準備金	1,859,250
投資有価証券	54,194,763	利益剰余金	9,798,006
関係会社株式	188,400	利益準備金	101,437
出資金	261,141	その他利益剰余金	9,696,568
長期貸付金	910,533	別途積立金	9,542,000
従業員に対する長期貸付金	1,231	繰越利益剰余金	154,568
破産更生債権等	7,836	自己株式	△712,728
長期前払費用	20,916	評価・換算差額等	36,827,659
差入保証金	70,671	その他有価証券評価差額金	36,827,659
その他	96,764	純資産合計	49,406,937
貸倒引当金	△34,786	負債純資産合計	68,131,700
資産合計	68,131,700		

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		21,073,516
売 上 原 価		13,615,312
売 上 総 利 益		7,458,203
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,160,680
営 業 利 益		297,522
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	50,351	
受 取 配 当 金	1,358,749	
そ の 他	99,825	1,508,927
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,379	
有 価 証 券 評 価 損	9,398	
た な 卸 資 産 廃 棄 損	18,042	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	145,780	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	80,000	
為 替 差 損	40,395	
そ の 他	10,718	310,714
経 常 利 益		1,495,735
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	694,702	694,702
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	21	
固 定 資 産 除 却 損	100,580	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	3,050	
リ ー ス 解 約 損	245	103,897
税 引 前 当 期 純 利 益		2,086,540
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	721,283	
法 人 税 等 調 整 額	1,246,401	1,967,685
当 期 純 利 益		118,855

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本計 合 本 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金計			
		資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金					
					別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	1,634,750	1,859,250	1,859,250	101,437	7,942,000	1,738,436	9,781,874	△712,315	12,563,558	
当期変動額										
別途積立金の積立					1,600,000	△1,600,000	-		-	
剰余金の配当						△102,723	△102,723		△102,723	
当期純利益						118,855	118,855		118,855	
自己株式の取得								△412	△412	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	1,600,000	△1,583,867	16,132	△412	15,719	
当期末残高	1,634,750	1,859,250	1,859,250	101,437	9,542,000	154,568	9,798,006	△712,728	12,579,278	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	53,745,536	53,745,536	66,309,095
当期変動額			
別途積立金の積立			-
剰余金の配当			△102,723
当期純利益			118,855
自己株式の取得			△412
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△16,917,877	△16,917,877	△16,917,877
当期変動額合計	△16,917,877	△16,917,877	△16,902,157
当期末残高	36,827,659	36,827,659	49,406,937

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月19日

岩塚製菓株式会社
取締役会 御中

大有ゼネラル監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鴨田 真一郎 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 新井 努 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岩塚製菓株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して、岩塚製菓株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月19日

岩塚製菓株式会社
取締役会 御中

大有ゼネラル監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 鴨 田 真 一 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 新 井 努 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岩塚製菓株式会社
の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第63期事業年度の計算
書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別
注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の
基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することに
ある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びそ
の附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統
制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場
から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監
査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し
て監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書
に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査
計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監
査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断
により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示
のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の
有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク
評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算
書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討す
る。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経
営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附
属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手した
と判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第63期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、検証し意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会監査基準に準拠し、当期監査方針、職務分担等に従い、内部監査室その他内部統制所管部門と連携の上、取締役会や役員会等の重要な会議における意思決定の過程およびその内容を確認し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な工場や営業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、常勤監査等委員が各子会社の監査役としてその取締役会に出席し、取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて往査を行い事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組み（いわゆる買収防衛策）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、監査結果や職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求める等、意思疎通を図ってまいりました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って品質管理責任者を定め整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。今後も継続して体制強化に取り組むことが重要であると考えております。
- ④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている各取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ）は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

一時会計監査人大有ゼネラル監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。なお、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制については、指摘すべき事項は認められません。

(3) 連結計算書類の監査結果

一時会計監査人大有ゼネラル監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

岩塚製菓株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 石川 豊 ⑩

監査等委員 佐野 榮日出 ⑩

監査等委員 深井 一男 ⑩

(注) 以上の監査等委員は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上